



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

- \*14 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課)..... 1
- \*15 都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)..... 1

### ○ 告示

- 298 随意契約の相手方の決定 (競技式典課)..... 2
- 299 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)..... 2
- 300 海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (食品流通課)..... 3
- 301 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)..... 4
- 302 保安林の指定 ( " )..... 4
- 303 " ( " )..... 5
- 304 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 (資源管理課)..... 5
- 305 道路の区域変更 (道路保全課)..... 11
- 306 廃川敷地の発生 (河川課)..... 12
- 307 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 12

### ○ 公告

- 入札公告 (食品流通課)..... 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 15

## 規 則

### 和歌山県規則第14号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 (昭和60年和歌山県規則第66号) の一部を次のように改正する。

- 第13条 (見出しを含む。) 中「身分証明書」を「立入検査員証」に改める。
- 別記第1号様式備考4中「すべて」を「全て」に改める。
- 別記第11号様式中「身分証明書」を「立入検査員証」に改める。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第15号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成25年3月15日

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和46年和歌山県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「身分証明書」を「立入検査等を行う者の証」に、「市町村」を「市町村長」に、「行なう」を「行う」に、「みずから」を「自ら」に、「指定都市等の長」を「市長」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

別記第5号様式中「第8号」を「第8号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第298号

第70回国民体育大会ボート競技規格艇の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

男子用舵手付クォドルプル	公益社団法人日本ボート協会規格艇(J-4ZSM)	4艇
女子用舵手付クォドルプル	公益社団法人日本ボート協会規格艇(J-4ZSW)	4艇
男子用ダブルスカル	公益社団法人日本ボート協会規格艇(J-2XSMM)	8艇
女子用ダブルスカル	公益社団法人日本ボート協会規格艇(J-2XSWM)	4艇

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県競技式典課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手を決定した日

平成25年2月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

桑野造船株式会社  
滋賀県大津市堅田一丁目21番2号

5 随意契約に係る契約金額

28,956,900円(うち消費税及び地方消費税の額1,378,900円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

### 和歌山県告示第299号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月15日

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 41-24	ジャパンファーマシー薬局海南店	海南市日方1521-1 ピア・ビル1階	平成 25. 3. 1

## 和歌山県告示第300号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

平成25年度海外における商標監視調査業務

## (2) 契約期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成25年3月15日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告日から過去5年間に於いて、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内市町村との間に海外における商標監視調査業務と同種の契約実績を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票

オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の(7)に規定する契約実績を証する書類の写しと業務内容のわかる仕様書等の資料

(2) (1)のア、イ、カ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年3月15日（金）から同月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成25年3月15日（金）午前10時から同月19日（火）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年3月15日（金）から同月25日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4161

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成25年3月26日（火）までに郵送により送付する。

#### 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成25年4月10日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成25年4月12日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第301号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除予定保安林の所在場所 新宮市熊野川町玉置口字阪本345の3（国有林）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

### 和歌山県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町市ノ瀬字汗川2677、2678の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字汗川2677・2678の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第303号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字尼ヶ谷1776の1、1776の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尼ヶ谷1776の1・1776の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第304号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
------------	-----	---------------------------------

和歌山市加太160 由井臣 同所1403 大川恵三 同所1070-67 山田一博	加太 加入区	加太漁業協同組合
和歌山市本脇536 中村弘 同所543 中村拓也 和歌山市木ノ本76-68 桜井秀男	西脇 加入区	西脇漁業協同組合
和歌山市雑賀崎1354 西山均 同所1471 谷口善次 同所1733-1 西山修	雑賀崎 加入区	雑賀崎漁業協同組合
和歌山市田野247 北村之秀 同所286 淡路圭三 同所212 池田司	田野浦 加入区	田野浦漁業協同組合
和歌山市毛見1206番地 石本禎男 同所1038-10 寺本定雄 同所1206 石本好志	毛見浦 加入区	毛見浦漁業協同組合
海南市冷水510 八木芳行 同所429 寺下清貴 同所518 川上敏彦	冷水浦 加入区	海南市漁業協同組合
海南市下津町塩津1231 寺脇寛治 同所134 山下幸雄 同所47-2 大畑政義	塩津 加入区	海南市漁業協同組合
海南市下津町丸田1143 濱端喜久次 同所1118-3 坂本節夫 同所1121 石川房一	戸坂 加入区	戸坂漁業協同組合
海南市下津町大崎734-7番地 城山豊司 同所730番地 辻岡良明 同所838番地 近藤勇次	大崎 加入区	海南市漁業協同組合

海南市下津町下津2565番地 森口康弘 同所1596番地 近藤昌史 同所1568番地 木良典	下津 加入区	海南市漁業協同組合
有田市初島町浜1769-1 山本貞夫 有田市初島町里1666-3 山本広己 有田市初島町浜1769-1 南村嘉秀	初島 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田市宮崎町2357 嶋田栄人 同所403-3 尾藤勝徳 同所549-10 椿原輝生	箕島町 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田市宮崎町1287 逢井八角網漁業生産組合 組合長 田伏英雄 同所1401 石井和昭 有田市宮原町道713-12 江川邦夫	逢井 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田市千田1429番地 狗巻吉明 同所1427番地3 宮崎正 同所1440番地 上野山繁紀	千田 加入区	有田箕島漁業協同組合
有田郡湯浅町大字田24 蜂谷和彦 同所357 丸山則一 同所1091-5 竹中誠吾	田村 加入区	湯浅湾漁業協同組合
有田郡湯浅町栖原303-14 権明雄 同所836 中尾一平 同所1429 小菅恒夫	栖原 加入区	湯浅湾漁業協同組合
有田郡湯浅町大字湯浅357 深野幸男 同所1291-82 湯川光庸 同所3273 中島教光	湯浅中央 加入区	湯浅湾漁業協同組合
有田郡広川町唐尾1058 西出一弘 有田郡広川町広1407 住山治幸 有田郡広川町唐尾1554 鈴子喜廣	唐尾 加入区	湯浅湾漁業協同組合

日高郡由良町大字三尾川720-21 山口明人 日高郡由良町大字衣奈786-1 中嶋勝則 同所43-4 津本辰弘	衣奈浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町戸津井137-1 中村和孝 同所83 中村敏明 同所81 石田剛	小引浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町大引947-2 山口太志 同所711 川口健男 同所495 山口秀楠	大引 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町阿戸392-1 伊藤博 日高郡由良町網代230 長谷勝 日高郡由良町江ノ駒42-2 西洋之	由良浦 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡由良町神谷147 田甫理志 同所251-1 上田佐助 同所255-2 上田敏	由良町 加入区	由良町漁業協同組合
日高郡日高町阿尾209-1 初井富男 同所547-2 初井敏信 日高郡日高町産湯126 崎野太士	比井崎 加入区	比井崎漁業協同組合
日高郡美浜町三尾571-4 古川清次 同所910 山下育広 同所873 山下利彦	三尾 加入区	三尾漁業協同組合
日高郡美浜町田井228-4 山見茂二 日高郡美浜町吉原814 平良洋文 日高郡美浜町浜ノ瀬197 橋本隆司	美浜町 加入区	紀州日高漁業協同組合
御坊市名田町上野1542 芝田義一 御坊市名田町野島233-1 西端実 御坊市塩屋町南塩屋309 大江純一郎	御坊市 加入区	紀州日高漁業協同組合

日高郡印南町印南1262 山本薫 同所3261 湯川勝弘 同所3201 上山功	印南町 加入区	紀州日高漁業協同組合
日高郡みなべ町塚508 前山雅敏 同所467 濱路安和 同所483-9 小谷治	南部町 加入区	紀州日高漁業協同組合
田辺市江川13-14 田中岩吉 田辺市目良19-36 矢口良孝 田辺市上屋敷3-9-1 田中明巳	田辺 加入区	和歌山南漁業協同組合
田辺市磯間22-33 中本達雄 同所25-25 西中一志 同所13-39 岩本剛	湊浦 加入区	和歌山南漁業協同組合
西牟婁郡白浜町2198 三栖敏一 同所3744 島和敏 西牟婁郡白浜町富田1499 濱韶	白浜 加入区	和歌山南漁業協同組合
西牟婁郡白浜町堅田2520番地 堅田漁業協同組合 代表理事組合長 堅田隆弘 同所2075 津田新司 同所1839-4 箱嶋邦晴	堅田 加入区	堅田漁業協同組合
西牟婁郡白浜町日置303-2 井本英男 同所1355 南谷文夫 同所1376 浅井忠雄	日置 加入区	和歌山南漁業協同組合
西牟婁郡すさみ町周参見2004番地 町田輝夫 西牟婁郡すさみ町見老津164-3 谷口清 同所317-27 中山功夫	すさみ 加入区	和歌山南漁業協同組合
東牟婁郡串本町串本992 松原治 同所1268 吉村健三 東牟婁郡串本町田並1114-3 浅利昌史	串本 加入区	和歌山東漁業協同組合

東牟婁郡串本町大島1793-13 東敏之 同所216-1 岩谷裕平 同所138 佐藤輝男	大島 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町須江541-1 浜光 同所101 福島敏之 同所112 西川正利	須江 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町檜野1018-3 鈴木誠 同所1024-17 永田和司 同所618-1 池畑好之	檜野 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町上野山34 杉本武雄 東牟婁郡串本町古座253-1番地 橋野光雄 同所1035番地65 濱田善弘	古座 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町姫718-1 斉藤稔 同所698 松村忠明 東牟婁郡串本町伊串358 勝山隆夫	西向 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町津荷378 北山正 同所156 池田求 同所334 下村良樹	津荷 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡串本町田原502番地 荒木昭二 同所26番地1 荒木正司 同所2740番地 中川与志夫	下田原 加入区	和歌山東漁業協同組合
東牟婁郡太地町太地4010-3 脊古輝人 同所3394-31 三好雅之 同所70-2 小畑充規	太地 加入区	太地町漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町浦神1280 塩地一志 同所1075 畑下源保 同所1195 尾崎公康	浦神 加入区	和歌山東漁業協同組合

東牟婁郡那智勝浦町大字天満1丁目35番地 片谷匡 東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦869番地2 小鳥遊信夫 同所276番地1 二河一成	勝浦 加入区	勝浦漁業協同組合
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井375番地の1 宇久井漁業協同組合 代表理事組合長 亀井睦弘 同所385-38 東信義 同所489 向井誠士	宇久井 加入区	宇久井漁業協同組合
新宮市三輪崎3-4-2 海野益生 同所2-15-46 福嶋正士 同所1-8-30 小芝育夫	三輪崎 加入区	三輪崎漁業協同組合
新宮市王子町3丁目10-6 中村誠二郎 同所3丁目10-6 岡田功 同所3丁目10-6 中村進太郎	新宮 加入区	新宮漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年3月15日から同月29日まで

(2) 縦覧場所

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

和歌山県漁船保険組合

関係漁業協同組合事務所 (本所及び支所)

和歌山県告示第305号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市芳養松原二丁目1469番12 地先から同市芳養松原二丁目15 28番1地先まで	旧	10.19 } 13.98	139.20	

同上	新	12. 14 } 14. 22	139. 20	
----	---	-----------------------	---------	--

**和歌山県告示第306号**

高速道路建設及び関連事業により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 二級河川大窪川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成25年3月15日
- 3 廃川敷地の位置 海南市下津町市坪字道寄畑1263番6地先、字道寄畑1262番3地先、字道寄畑1262番1地先、字道寄畑1261番3地先、字道寄畑1261番1地先、字道寄畑1261番4地先、字太田1295番8地先、字太田1295番2地先、字太田1295番6地先、字太田2007番地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地711. 46㎡

**和歌山県告示第307号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2995	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字八丁2250番1の一部、2250番6の一部	紀の川市名手市場1281番地榎本文博	平成 25. 3. 6	4. 00 } 6. 00	48. 76

**公 告**

**入 札 公 告**

平成25年度海外における商標監視調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成25年度
  - (2) 業務の名称  
海外における商標監視調査業務
  - (3) 業務内容  
仕様書のとおり
  - (4) 業務期間  
平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）

## 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第300号に規定する海外における商標監視調査業務に係る競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館2階  
和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

## (2) 期間

平成25年3月15日（金）から同月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで。

## 4 仕様書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3 (1) に同じ。

## (2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成25年3月19日（火）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3 (1) に同じ。

## (2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成25年3月19日（火）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁東別館4階 食品流通課分室

## イ 入札日時

平成25年3月28日（木）午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成25年3月27日（水）午後5時までに和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した

金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、郵送による入札を行った者で、6の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### (1) 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

##### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813 (直通)

ファクシミリ番号 073-432-4161

- (3) この一般競争入札は、平成25年2月和歌山県議会において、平成25年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

---

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

和歌山市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年3月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画臨港地区（加太港臨港地区）の変更
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課